

第 1 章 本研修の目的と要旨

第1章 本研修の目的と要旨

1. 本研修の目的

近年、ニート・ひきこもり、不登校、発達障害等の問題については、複雑化・多重化した問題を抱えた者もあり、社会的な問題として認識されている。

平成22年に内閣府が実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、15～39歳の若者のうち、狭義のひきこもりの者が約23.6万人、準ひきこもりまで含めた広義のひきこもりの若者が約69.6万人と推計された。

また、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」第15条においては、支援方法の一つとして、「子ども・若者の住居その他の適切な場所において必要な相談、助言又は指導を行うこと」が規定されている（第1項第1号）。

ひきこもり状態等においては、自ら相談機関に出向くことが難しい者もあり、このような場合、支援を行う者が自宅等に出向く訪問支援（以下「アウトリーチ」という。）が必要とされている。

平成23年に内閣府が実施した「困難を有する子ども・若者の支援者調査」では、困難を有する子供・若者の支援に取り組む特定非営利活動法人等において、アウトリーチを提供・実施しているのは44.1%となっており、同調査において“子ども・若者の状況（支援上で最も大変だったケース）”の項目では、“ひきこもり”という回答が28.7%と最も高く、ひきこもり状態の者に対する支援に負担がある傾向がみられた。

こうしたことを踏まえ、内閣府では平成22年度から、アウトリーチを行うにあたり必要とされる知識、対人援助に関する技術、関係機関との連携方法等を習得する研修として、「アウトリーチ（訪問支援）研修（以下「本研修」という。）」を実施している。

本研修の特徴は、アウトリーチ等について実績を有する相談機関・団体（以下「受入団体」という）において指導を受ける実習（以下「実地研修」という。）を研修の内容に組み入れていることが挙げられる。アウトリーチは、施設に来所する形式の相談対応と比べ、臨機応変かつ柔軟な対応が求められるものであり、座学による学習だけでは習得に限界があるとされ、実地研修において実践的な習得を図っている。

アウトリーチを効果的かつ円滑に行うにあたり必要とされる知識や対人援助に関する技術等を有する人材を養成し、アウトリーチが全国各地に普及し、ひいては子供・若者支援の一層の充実に資することを本研修の目的とする。

2. 本研修の要旨

本研修は、以下の4項に分類した知見の理解及び習得を要旨としている。

- ①. アウトリーチを行うにあたり必要とされる知識や対人援助に関する技術
- ②. 関係機関との連携方法、社会資源の活用方法
- ③. アウトリーチを行うための組織内の体制や事業運営
- ④. 当事者及びその保護者や、地域の関係機関に対するアウトリーチに関する情報発信・啓発活動

上述の詳細については、以下で述べる。

①. アウトリーチを行うにあたり必要とされる知識や対人援助に関する技術

アウトリーチを行うにあたり必要とされる、当事者及びその保護者の心理的な理解やコミュニケーションの方法、見立て・アセスメント方法、関係機関への誘導方法、当事者の環境改善の方法、伴走型支援の方法、アウトリーチにおける留意点や当事者への配慮の仕方等の理解が必要されている。本研修では、講義・演習及びアウトリーチの事例等を用いて解説等を行った。

②. 関係機関との連携方法、社会資源の活用方法

教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護等の機関と連携し、アウトリーチから適切な機関へ誘導する視点が必要である。本研修では、有機的なネットワークの形成方法や、地域の社会資源を活用した事例の解説等を行った。

③. アウトリーチを行うための組織内の体制や事業運営

アウトリーチを効果的且つ円滑に行うためには、アウトリーチに関する知識や技術のみならず、アウトリーチを行う機関・団体の職員が一体となり、組織の取り組みとして実施することが求められる。本研修では、組織内での支援方針の検討方法や、支援の進捗状況の共有方法、アウトリーチに係る事業運営等について扱った。

④. 当事者及びその保護者や、地域の関係機関に対するアウトリーチに関する情報発信・啓発活動

当事者及びその保護者においては、アウトリーチに関する支援情報を認知していない場合もあり、支援情報の発信が求められる。また、当事者及びその保護者のみならず、アウトリーチに関する組織内の取り組み等を地域の関係機関に周知啓発を行う諸活動も必要である。本研修では、具体的な活動事例を扱った。

3. 研修構成と概要

本研修は「合同研修前期」「実地研修」「合同研修後期」の3部で構成し、地方自治体の心理職員や特定非営利活動法人等の職員20名が参加した（本研修へ32名の応募があり、選考によって20名を選定）。

「合同研修前期」では、アウトリーチについて専門的な知見を有する学識経験者及び実務家から、本研修の要旨①～④の内容について講義・演習を行った。

「実地研修」では、受講者（以下「研修生」）が研修受入団体9か所のうち1か所に赴き、実践的なアウトリーチの方法や、関係機関との連携方法、組織内の体制や事業運営の方法等について5日間の指導を受けた。

「合同研修後期」では、本研修にて習得した事柄を整理及び共有を図りつつ、今後の活用方法を模索・検討するための演習等を行った。

図表 1（研修生の所属機関・団体／実地研修先／実地研修期間）

研修生の所属機関・団体	実地研修先（研修受入団体）
公益財団法人 神戸 YMCA（神戸 YMCA 高等学院）	山武郡市広域行政組合教育委員会 山武郡市教育相談センター （適応指導教室）
仙台市精神保健福祉総合センター ※公的	浜松市精神保健福祉センター （浜松市ひきこもり地域支援センター）
大分県こころとからだの相談支援センター ※公的	
特定非営利活動法人 北陸青少年自立援助センター （高岡地域若者サポートステーション）	
特定非営利活動法人 風の家	特定非営利活動法人 わたげの会
特定非営利活動法人 せかい卵	特定非営利活動法人 教育研究所
特定非営利活動法人 はあとびあ 21	
KHJ 広島「もみじの会」	
枚方市子ども青少年課 ひきこもり等子ども・若者相談支援センター ※公的	特定非営利活動法人 北陸青少年自立援助センター
特定非営利活動法人 子どもサポート鹿児島	特定非営利活動法人 ピアサポートネットしづや
山陽小野田市教育委員会 心の支援室（心の支援員） ※公的	
特定非営利活動法人 心のケア・ネットワーク	

研修生の所属機関・団体	実地研修先（研修受入団体）
甲良町子育て支援センター（教育支援員） ※公的	特定非営利活動法人 青少年自立援助センター
一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク	
新潟県教育庁 中越教育事務所 ※公的	
特定非営利活動法人 教育研究所	特定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート ・フェイス
熊本県ひきこもり地域支援センター ※公的	
一般社団法人 とちぎ青少年自立援助センター	
特定非営利活動法人おーさあ （熊本市ひきこもり地域支援センター・ くまもと若者サポートステーション）	
特定非営利活動法人 熊本どんぐり	特定非営利活動法人 奄美青少年支援センター ゆずり葉の郷

「※公的」は公的機関職員（地方自治体職員）の意

図表 2（研修生の所属先の分類／男女別人数）

所属先分類	男性	女性	計
公的機関（地方自治体の相談機関・心理職）	-	7名	7名
民間団体（特定非営利活動法人等）	7名	6名	13名

図表 3（研修生の平均年齢及び平均経験年数）

平均年齢	約 38 歳
子供・若者の相談・支援や 福祉、教育等に関する平均経験年数	約 12 年